

1 提 案 理 由

国が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、  
県の文化部活動の在り方に関する方針を策定する必要があるため

2 根拠 法令等

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条

3 内 容

別添のとおり

別添

議案第7号

## 石川県における文化部活動の在り方に関する方針(案)

石川県・石川県教育委員会

## 目 次

本方針策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 文化部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	… 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 7

## 本方針策定の趣旨等

本県では、運動部活動について、平成30年3月のスポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や県の「教職員多忙化改善に向けた取組方針」を踏まえて、平成30年12月に「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

各市町教育委員会においては、この県の方針を受け、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定し、これを踏まえ、各校長が「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、その運用が図られています。

こうした中、昨年12月に、文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたことから、文化部活動についても、その特性を踏まえながら、部活動一般の在り方についても留意しつつ、「石川県における文化部活動の在り方に関する方針」を新たに策定することとし、国の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を基に、「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」との整合性も図りつつ、作成しました。

本方針は、県内の中学校（義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）及び高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）における文化部活動を対象とし、

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築することを目指すものであり、学校における文化部活動に関係する皆さんには、本方針を十分に踏まえた、適切な対応をお願いします。

なお、小学校における文化的な活動についても、この方針を参照し、適切な対応をお願いします。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 文化部活動の方針の策定等

- ア 市町教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国の策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を当該部の生徒・保護者へ情報提供するとともに、その概要を、必要に応じて学校のホームページへの掲載等により公表するよう努める。
- エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。
- イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動を指導する教師の校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員等の外部人材の増員に努める。
- なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に關し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県及び学校の設置者は、文化部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るために研修等の取組を行うよう努める。

カ 県、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### （1）適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識の習得に努める。

## 《指導する際の留意点》

### ◇事故防止・安全確保

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。

### ◇熱中症の予防

近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、特に夏季の文化部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動中に十分な水分補給や休息時間を確保するなど、生徒の健康状態や個人差に十分留意しながら適切な指導に努める。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

また、日頃から生徒に熱中症についての知識や予防等について啓発する。

### ◇体罰等の根絶

指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は決して許されないことを十分に認識し、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

### ◇コミュニケーションの充実

部活動を運営する上で活動の前提となる、指導者と生徒との信頼関係づくりに向け、生徒とのコミュニケーションを大切にし、良好な人間関係の充実に努める。

- ・指導の目的や、内容、方法の明確な説明
- ・評価や励ましの観点からの積極的な声かけ
- ・疲労状況や精神状況等、心身両面での適切な助言
- ・厳しい言葉等による指導後の生徒へのフォローアップ

### ◇合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の導入

分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法（発育・発達段階や習熟段階に応じた適切な指導等）を積極的に取り入れる。

(参考)

・「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年12月：石川県・石川県教育委員会)

## (2) 文化部活動用指導手引の活用

文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ・ 休養日は、中学校・高校ともに原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。
- ・ 大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上の休養日を設定する。（前述の代替の休養日はこれに含まない）

なお、中文連、高文連等が主催又は共催する大会等に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。

- ・ 通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。
- ・ 夏休みなど長期休業中は、まとまった長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するなど、環境の整備に努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、レクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 学校の設置者は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組の推進に努める。

### (2) 地域との連携等

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒の芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

イ 各分野の関係団体等は、県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域の芸術文化等の活動の充実に努める。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部顧問等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 学校の設置者は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放に努める。

エ 県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を得る努力をする。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 中文連、高文連等の文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、民間の団体が主催する大会等を含め、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の適正化に努める。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会や地域の行事、催し等の数の適正化に努める。